

令和5年第4回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和5年4月25日(火)
開 会 午後1時30分 閉 会 午後1時55分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員(9人)
①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ④徳島 伸精 ⑦山本 泰夫
⑧高田外喜子 ⑨山上 克秀 ⑩四飯弥志宣 ⑪川井 良平
⑫村 桂司
- 4 欠席委員(3人)
③糺田 幸雄 ⑤松生 朋広 ⑥澤田 稔
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(2人)
⑬榘谷 武史 ⑭岡田 信夫
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(9人)
⑮村田 清二 ⑯岡田 耕一 ⑰悦永 秀雄 ⑱山本 猛
⑲芝田 俊幸 ⑳三宅 一徳 ㉑稲農 幹夫 ㉒瀬戸 明
㉓石野 公章
- 7 事務局員 清水事務局長、奥次長、石端主事
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 農用地利用集積計画について
 - (4) 令和4年度事業及び決算報告について
 - (5) 令和5年度事業計画及び予算(案)について
 - (6) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 8番 高田委員 9番 山上委員
- 10 会議の結果
議案5件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 会議の前に、4月定期異動で出口次長が邑知公民館のほうへ替わり、後任に奥次長が参りましたのでご案内します。
次 長 (挨拶)
事務局長 それでは、ただいまから第4回羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
それでは、委員さんの欠席届についてご報告いたします。3番、糺田委員、5番、松生委員、6番、澤田委員から欠席される旨の連絡を受けております。また、4番、徳島委員から少し遅れる旨の連絡を受けております。
ただいまの出席委員は8名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき在任委員12名の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。
それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。
会 長 (挨拶)
事務局長 どうもありがとうございました。
それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。
 - ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定

について

- ・議案第3号 農用地利用集積計画について
- ・議案第4号 令和4年度事業及び決算報告について
- ・議案第5号 令和5年度事業計画及び予算(案)について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をお願いいたします。

議長 では、これより会議を開きます。

本日の議事録署名員に、8番 高田委員、9番 山上委員を指名します。よろしくお願ひします。

では、会議を始めます。

ただいまから審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明します。

議案書2ページをご覧ください。

説明の前に、議案書の様式を変更しましたので、ご説明させていただきます。

前回までの議案書には当該地域の下限面積が記載されておりましたが、4月1日の農地法改正の施行に伴い、下限面積の要件が廃止されたので、下限面積の欄を削除しました。

それでは、ご説明に移ります。

整理番号1番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は14㎡です。

位置図は、3ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による2aです。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、担当委員さんのご意見を伺います。

〇〇委員さん。

担当委員 〇〇さんに話を聞いてきました。

3ページの地図を見てください。

この申請地は、もともと〇〇さんの土地でありました。約50年ほど前に〇〇さんに依頼があって、売ったそうです。

この申請地の地図でいうすぐ上には〇〇さんの家があったんですが、今は取り壊して更地になっております。更地になったことから、〇〇さんのほうから売買に応じてほしい旨、申出があったとのこと。

そして、この赤く塗ってある申請地のすぐ下、隣は、現在は〇〇さんが畑として使っているということでしたので、そして下限面積が撤廃されたということもあって、特に問題はないと思います。

- 議 長 以上です。
ありがとうございます。
担当委員さんにご異議なしということですが、皆様、何かご意見ございませんか。
- 全 委 員 なし。
議 長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。
全 委 員 異議なし。
議 長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明します。
議案書4ページをご覧ください。
整理番号1番の申請地は〇〇町の田2筆で、面積は658㎡です。位置図は5ページをご覧ください。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。
転用目的は、分譲住宅用地とするための申請となっております。
申請地は、農振地域外で第2種住居地域に指定された都市計画区域であることから、第3種農地を判断します。
なお、土地改良区及び生産組合の同意を得ております。
事務局からの説明は以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
引き続き、担当委員さんのご意見を伺います。
〇〇委員さん。
- 担当委員 先日、生産組合で確認したところ、特に問題ないんですけど、ただ、この地図あるわね、下段に。現況①、②にあるように、横も両サイドも後ろも宅地になっております。なので、特に問題ございません。
- 議 長 ありがとうございます。
担当委員さんにご異議なしということですが、ほかに何かご意見ございませんか。
- 全 委 員 なし。
議 長 よろしいでしょうか。では、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。
全 委 員 異議なし。
議 長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり上申することに決定いたします。
次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 「議案第3号 農用地利用集積計画について」ご説明します。
議案書8ページをご覧ください。
利用権設定の概要です。
今回は田34筆の設定があり、合計面積は38,360㎡です。
権利設定期間別に見ますと、5年の田が4筆で3,187㎡、10年以上の田が30筆で35,173㎡です。

申請件数は、貸手農家が9件、借手農家が6件となります。
各筆明細の一覧は、議案書9ページから10ページに記載しております。
申請件数は9件で、新規設定が17筆、再設定が17筆です。
なお、No.9からは、農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定です。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました。

何かご意見があればお願いします。

ご意見なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

では、「議案第3号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 令和4年度事業及び決算報告について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、「議案第4号 令和4年度事業及び決算報告について」ご説明をいたします。

議案書のほうは11ページになります。

まず、4年度の事業報告ですが、1番としまして、農業委員会の総会、毎月1回ということで年12回開催をしております。取り扱いました件数につきましては、少しページが飛びますが、13ページのほうに一覧をつけてございますので、また後ほどご確認いただければと思います。

2番、その他各種研修会及び大会につきましては、県内でありました農業会議やその他の会議、そのほか研修などに出席していただいたものを記載してあります。ただ、8月に農業認定者の農業委員研修会とか臨時の農業会議の総会がございました。出席はしておりませんが、大きな大会ということで記載をしてございます。

次に、12ページのほうお願いいたします。

3番、耕作放棄地対策としましては、昨年8月から12月にかけて、皆様のほうにお願いをしまして利用状況調査を実施したところであります。また、それを受けまして、遊休農地の所有者を対象にしました利用意向調査を実施しております。今年度もまた同じような時期に実施したいと考えておりますので、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。

次に、4番、その他の各種事業及び調査ということで、(1)の各種事業につきましては、国、県の補助金等を利用してながら機構集積支援事業などを実施しております。(2)の調査事項につきましては、農地の保全と有効利用を図るための調査、農業者年金の調査などを行ったところであります。また、(3)番の各種証明事務ということで、記載のようなものを発行しております。

次に、14ページのほうお願いいたします。

4年度の農業委員会の決算についてであります。6款1項1目という形で農業委員会費はなっております。現在の予算の現計が1,863万3,000円、これに対しまして決算額のほうが1,641万4,000円になります。詳細は説明欄のほうに書いてございますが、4番の農業委員会運営事業（明許繰越）

ということで21万4,000円というのが、2番にも農業委員会運営事業というものがありますが、これにつきましては令和3年度に予算化をしておったんですけれども、タブレットの購入ということで、少し社会情勢がなかなか難しいので納期を延ばしまして4年度の購入ということで、明許繰越というふうな形で処理をするんですが、そういった形で処理をしたものになります。

議長 事業及び決算報告については以上であります。
ありがとうございます。
ただいま事務局より説明がありました。
これについて何かご意見あればお願いいたします。
よろしいでしょうか。

全委員 なし。
議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。
議長 では、異議なしと認め、「議案第4号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 令和5年度事業計画及び予算（案）について」議題とします。

事務局の説明を求めます。
事務局 次に、「議案第5号 令和5年度事業計画及び予算（案）について」ご説明をいたします。

議案書の15ページをお願いいたします。

まず、令和5年度羽咋市農業委員会事業計画（案）でありますがおおむね昨年度と同じでございます。

少し変わったところだけご説明いたしますが、一番下の(4)農地に関する情報収集・提供及び相談活動の推進ということで、昨年度はこのアの部分だけを記載しておったんですが、イとしまして、集めた情報の発信という形、集めるだけではしょうがないですからそういったものをするということで、この1行を追加しております。

次に、めくっていただきまして、16ページのほうをお願いいたします。

ここについては、2から4についてはほとんど同じです。

5番の最適化活動の目標ということで、少しこれは書き方を変更しております。これにつきましては、今年3月に農地等の利用の最適化の推進に関する指針というのを改定しております。3月の総会のほうにも議案として提出をさせていただいて承認をいただいておりますが、それに合った形で、活動の実績、年度目標、累計の年度目標というような形で書きぶりを変更してあります。

次に、17ページのほうをお願いします。

これにつきましては、今年度の予定を記載してあります。総会につきましては基本、毎月の25日に実施。そうしまして、その他、研修会や県の大会などを少し記載してあります。

次に、18ページのほうをお願いいたします。

令和5年度の羽咋市農業委員会予算についてということでご説明をいたします。

本年度の当初予算のほうは2,335万円。内訳のほうとしまして、1番の農業委員会職員費が1,414万6,000円、2番の農業委員会運営事業が889万

9,000円、農業者年金受託事業が30万5,000円というふうになっております。

前年度の当初予算額ですが、1,440万6,000円というふうになっております。900万円弱ほど多いんですが、1番の職員費が増えております。これにつきましては、農業委員会のほうも市の予算ということで、予算をつくるときに一応ルールがありまして、予算の編成時、大体年末なんですけれども、そのときの職員の現員現給という形で予算化をします。昨年度は3人という形で、1人産休の職員がおったということで、今年からその産休職員が出てくるという形で、その分予算が大きくなったという形になります。実際のところはその職員は農業委員会じゃなくて、農林課のほうに異動になりましたけれども、これについては今年度、大体12月議会ぐらいで補正予算という形で現実に合った形に大体補正をしております。今年度もそのような形になるかと思しますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局より説明が終わりました。

何か「議案第5号」についてご意見があればお願いいたします。

委員

農地パトロール、今年度もあると思うんですけど、タブレットは今年度から使えるようになるんですかね。

事務局

今でもすぐ使えるように、ご希望ならお渡しをいたしますので。

ただ、現在タブレットのほうに6台しかございません。その中で少し、どうしても使いたいという方、申しただければすぐお渡しをさせていただきますと思います。また、使い方についてもまたご説明をさせていただきますと思しますので、買った以上は有効利用していただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

議長

今年度は、ほかに追加で買う予定は？

事務局

当初予算にはそのようなことは計上しておりません。またご希望があれば検討したいと思いますので、こちら事務局のほうにご相談ください。

議長

ほかに何かございませんか。

なければ、「議案第5号」は原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

では、異議なしと認め、「議案第5号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。

議案書19ページをご覧ください。

今回解約される農地は3筆で、面積は6,394㎡です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は、議案書に記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局より報告について説明がありました。

これについて何かご意見ございませんか。

なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員
議 長

異議なし。

では、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。

以上で本日の全議案の審議が終了しました。

ここで一旦委員会を閉会し、その他の案件に入りたいと思います。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人